

八街市議会議員の期末手当を減額しました!

八街市議会では、「八街市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を発議案として上程し、全員賛成で可決しました。

これは、6月に支給する期末手当の支給月数を0.2カ月分、12月に支給する期末手当の支給月数を0.15カ月分ともに引き下げるといふものです。(条例改正に伴う影響額：1人当たり平均14万6千88円減額)

3つの意見書を国に提出しました!

義務教育費国庫負担制度堅持に関する意見書（一部抜粋）

国においては、教育の質的論議をぬきに、国の財政状況を理由として、これまで義務教育費国庫負担制度から次々と対象項目をはずし、一般財源化してきた。さらに、「三位一体」改革の論議の中で、2005年11月には義務教育費国庫負担制度の見直しが行われた。その内容は、義務教育費国庫負担制度は堅持するが、費用負担の割合については、2分の1から3分の1に縮減するというものであった。今後、3分の1とした国庫負担金の割合が、恒久措置ではなく、制度全廃も含めた検討がなされる可能性もある。

義務教育における国と地方の役割等について十分議論がされないまま、地方分権推進の名のもとに、このような見直しが今後さらに行われると、厳しい地方財政をますます圧迫するばかりではなく、義務教育の円滑な推進に大きな影響を及ぼすことが憂慮される。また、義務教育費国庫負担制度が廃止された場合、義務教育の水準に格差が生まれることは必至である。

よって、国においては、21世紀の子どもたちの教育に責任を持つとともに、教育水準の維持向上と地方財政の安定を図るため、義務教育費国庫負担制度を堅持するよう強く求める。

国における平成22(2010)年度教育予算拡充に関する意見書（一部抜粋）

以下の項目を中心に、来年度に向けての予算の充実をしていただきたい。

- ・子どもたちに、きめ細かな指導をするための公立義務教育諸学校教職員定数改善計画を早期に策定すること
- ・少人数学級を実現するための義務教育諸学校における学級編制基準数を改善すること
- ・保護者の教育費負担を軽減するために義務教育教科書無償制度を堅持すること
- ・現在の経済状況を鑑み、就学援助に関わる予算を拡充すること
- ・子どもたちが地域で活動できる総合型地域クラブの育成等、環境・条件を整備すること
- ・危険校舎、老朽校舎の改築やエアコン、洋式トイレ設置等の公立学校施設整備費を充実すること
- ・子どもの安全と充実した学習環境を保障するために、基準財政需要額を改善し、地方交付税交付金を増額すること

無料低額宿泊所に対する法的整備を求める意見書（一部抜粋）

無料低額宿泊所は、社会福祉法第2条第3項第8号に規定する「生計困難者のために、無料又は低額な料金で、簡易住宅を貸し付け、又は宿泊所その他の施設を利用させる事業」として、第2種社会福祉事業に位置付けられており、いわゆるホームレス等の居所のない人々に対する最後のセーフティネットとして社会保障の面からも重要な社会福祉事業であると認識している。

しかしながら、当該施設については、事業開始後1ヵ月以内に、経営者の名称及び主たる事務所の所在地、事業の種類、内容等を届け出なければならないとされている一方で、施設整備及び運営に関する最低基準等の具体的な定めがなく、また、届出制であることから、どのような団体や個人でも比較的容易に開設することが可能であり、福祉的精神からではなく、営利目的で開設し、利用者に劣悪な居住環境を強いたり、近隣住民等とのトラブルが発生する等、必ずしも社会福祉事業として適正に運営していない事業所があるのも事実であり、そういった事業所による組織的な生活保護費詐取事件が発生するなどの問題も生じている。

よって、本市議会は国に対し、当該施設に対する規制及び指導を実効あるものとするため、定員や施設構造及び運営に関する具体的基準を定めるとともに、現行の届出制を許認可制に改めることなどの法的整備を行うよう求めるものである。